

第3章 地域に根ざした質の高い公教育へ

I これからの中野の教育に求められること

1. 豊かな人間性や社会性の育成

- 豊かな人間性や社会性を育むことにより、社会の一員として生きていくための規範意識を持てる指導を行う。
- 生命や人権を尊重し、コミュニケーション能力を高める教育を目指す。
- 義務教育修了時において、確かな職業観・勤労観を持ち将来に向けた生きる力を育む。

2. 学力・体力の向上

- 「学力にかかる調査」などからみえる学年・教科ごとの課題を解決するため、義務教育9年間を通してつまずきを無くし、学習内容の確実な定着を図る。
- 小学校から中学校への円滑な接続を図る。
- 少人数指導や習熟度別学習など、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導をより一層充実する。
- 自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけさせる。
- 学習に対する取り組みについて、学校間格差などが生じないような対応をする。
- 教員の授業力の向上、人材確保、研修体系の確立等、教員の指導力の向上を図る。
- 家庭学習を定着させるための取り組みを推進する。
- 日常的に体を動かす意欲や実践力を育て、体力に対する関心を高め、主体的・継続的に体力づくりに取り組む子どもたちを育成する。
- 体力向上を目指した義務教育9年間を通したカリキュラムに基づく、全学校における授業への取り組みの定着と異校種間の連携を図る。
- 体力向上の取り組みをさらに推進し、体力、運動技能、健康に関する中野区の達成目標(中野スタンダード)を、すべての項目で70%以上の児童・生徒が上回れるようしていく。
- 子どもたちが食事の大切さを認識し、食に関する安全や栄養などの正しい知識と健全な食習慣を身に付け、生涯にわたっての食にかかる自己管理の力を培っていく。

3. 学校生活への不適応児童生徒の解消に向けて

- 安心して子どもを育てられる教育環境を整備する。
- 保育園や幼稚園から小学校への接続について、子どもたちが生活の変化に適応しやすい環境を整える。
- 小学校から中学校への移行によって生じる心理的負担を軽減し、ゆとりある安定した生活を送れる環境を整備する。
- 家庭、地域、学校が連携し、子どもに多様な体験、交流及び仲間づくりや子どもの健全な育成ができる子どもの安全な場を提供していく。

II 連携と小中一貫カリキュラム

1. 保育園・幼稚園と小学校の連携

○ 保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続

- ・ 学校行事等を通じた交流

学習発表会（学芸会）、運動会、校外学習、児童集会等、小学校の行事に保育園・幼稚園の園児の参加を積極的に働きかける。また、行事参加にあたり、可能な限り準備段階からの参加などにより子ども同士の交流を図る。

- ・ 小学校教員の保育園・幼稚園への参観・保育体験研修の実施

保育園・幼稚園から小学校への子どもの円滑な接続を図るために、小学校教員が保育園・幼稚園に行って園児の遊びの姿や保育士の支援のあり方等を学び、それぞれの教育がつながっていることを理解し、小学校での支援に生かす機会とする。

- ・ 保幼小教育連携研修会の実施

保育園、幼稚園、小学校の教職員を対象に実践に基づいた保育や教育の研究発表を通して相互理解を深め、より充実した教育連携を図ることを目的に実施する。

- ・ 生活科を通じた交流

生活科校外学習など生活科において、体験や具体的な学習活動を通し、1年間を通した活動計画を策定して児童と園児との交流の場を設ける。

○ 子どもの情報の共有化

- ・ 保幼小連絡協議会の機能強化

ブロックごとに設置している保幼小連絡協議会の機能を強化し、子どもの情報交換や相互の要望などを出し合うとともに、幼児教育と学校教育の充実及び連携の推進、交流事業の実施などについて協議する場とする。

2. 小学校と中学校の連携

○ 豊かな人間性や社会性の育成

- ・ 行動連携の推進

一斉地域清掃、地域挨拶運動など行動連携を図る。また、発達段階に即した指導による自己形成を図る。

○ 「生きる力」の育成

- ・ 確かな学力、健康な身体や体力向上、豊かな心の育成

9年間を通して、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な学習、心の教育や生活指導と関連付けた生き方の指導を図る。

○ 学力向上への取り組み

- ・ 学習指導要領に基づく一貫カリキュラムによる学校教育の実施

発達や学びの連続性を大切にした指導計画を策定し、それにに基づく指導により、学習内容の確実な定着を図る。

- ・ 中野区独自の副読本の作成

教員の指導手引書となり、家庭教育にも活用できる中野区独自の副読本を作成・配付する。

○ 小学校から中学校への円滑な接続

- ・ 小学校での教科担任制の導入

小学校から中学校への円滑な移行を図るため、中学校教員の出前授業や小学

校5・6年生を対象にした一部教科担任制による授業を導入する。

- 不適応児童生徒の解消等

小学校から中学校へ円滑な接続や情報共有により、児童・生徒の心に寄り添った指導を充実させる。

○ 子どもの情報の共有化

- 小中連絡協議会の機能強化

小中連絡協議会の機能を強化し、子どもの情報交換や相互の要望などを出し合うとともに、学校教育の充実及び連携の推進、交流事業の実施などについて協議する場とする。

3. 小中一貫カリキュラムの策定に向けた構想

【目的】

- 将来、自立した生活を営んでいけるよう生きる力を育み、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動することでよりよく問題を解決する資質や能力を身につけさせる。
- 学力・体力向上はもとより、基本生活習慣や学習習慣の定着を図るために、幼児期から小学校、小学校から中学校へ円滑に接続することにより、生きる力の育成を図る。
- 学校間の連携にとどまらず、同一学校内でも発達や学びの連続性を重視した教育を行うことにより、教育効果を確かなものにする。
- 義務教育9年間を一貫してとらえることにより、指導の連続性、継続性を保障していく。

【取り組みの方向性】

- これまでの異校種間の自主的な連携の取り組みを尊重し、地域の特色を生かした一貫カリキュラムによる教育を実現する。
- 小中一貫カリキュラムによる教育を核として、地域・家庭との連携を強化し、地域全体で学校教育の充実を図る。
- 保育園・幼稚園、小学校、中学校の校種の違いを超えて、発達や学びの連続性を大切にした教育活動を推進する。

【「小中一貫カリキュラム」の策定に向けて】

○ 教職員間における相互理解の醸成

- 教職員の相互理解を醸成するための合同研修や懇談会、出前授業などの計画的に取り組む。

○ 区内全校で共通に取り組む小中一貫カリキュラムを基盤とし、中学校区を単位として各地域の特色を生かした学校教育に取り組む。

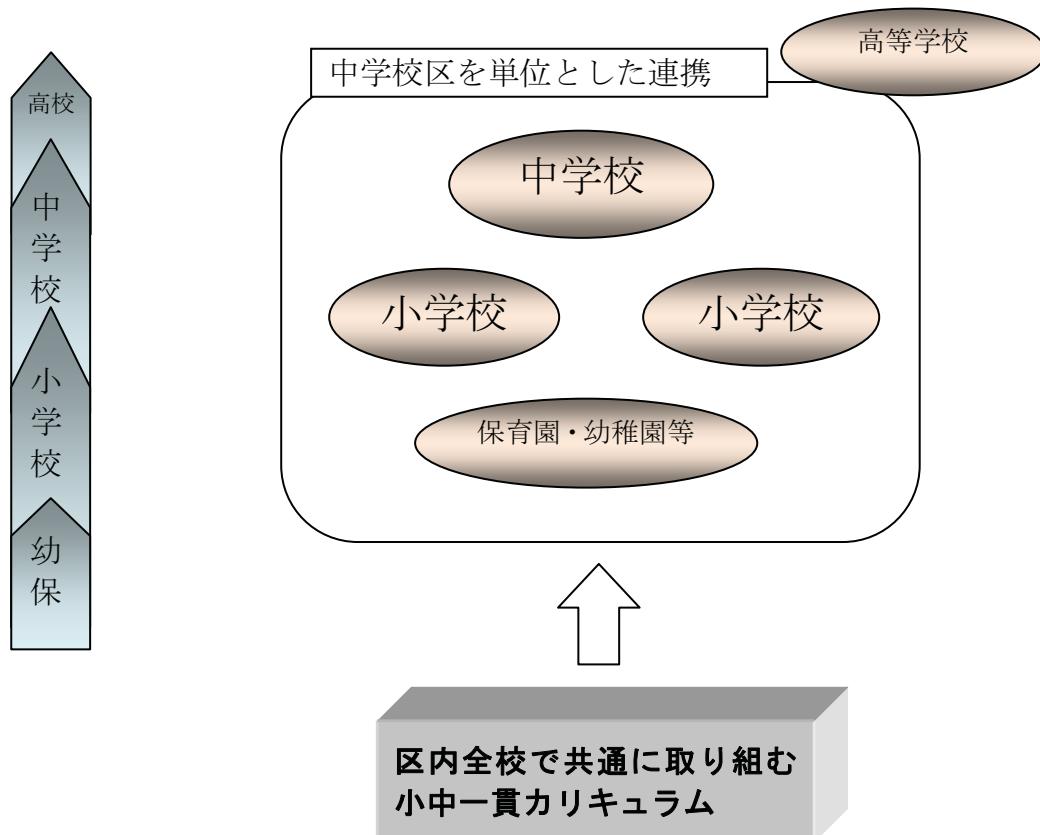
○ 中学校区を単位とした保育園・幼稚園、小学校、中学校を一つのグループとして、区内全校で学校間連携を図る。

○ 小中学校の一貫カリキュラムの策定

- 9年間の一貫したカリキュラムを策定するための体制を整備するとともに、子どもたちの学習意欲の向上、学力の定着が図れ、全小中学校で取り組めるカリキュラムを策定する。
- 一貫したカリキュラムの実施に向けた教職員の配置計画を策定する。

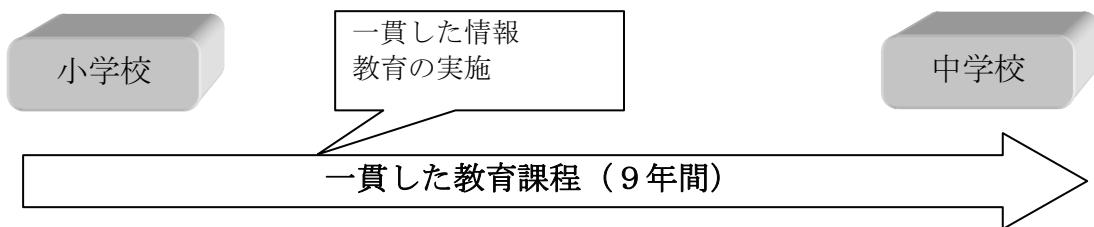
- 学校行事、連合行事の再構築
 - ・ ブロックにおける学校間の連携を図るため、学校行事や連合行事を再構築する。
- 各ブロックにおける教育目標等の策定
 - ・ 各学校における教育目標を尊重するとともに、各地域の特色を生かしたブロックごとの目標や取り組み内容を策定する。
- グループ・ブロックごとの取り組み
 - ・ 保育士・教員の交流・出前授業などによる一貫カリキュラムの導入に向けた相互理解
 - ・ 教員の合同研修の実施
 - ・ 連携を強化するための協議会、懇談会等の実施
 - ・ 心の教育や生活指導と関連付けた生き方の指導
 - ・ 幼児期からの子どもの情報の共有化
 - ・ 地域の特性にあわせた交流事業や活動などの実施
- 施設一体型小中一貫教育学校の設置についての課題等の整理

【小中一貫カリキュラムのイメージ】



【一貫カリキュラムによる学校教育の施設形態】

<施設分離型> 小学校と中学校の校舎が分離されている型
(小学校は、複数校の場合もある)



<施設一体型> 同一敷地内で、小学校と中学校が施設、組織・運営を一体化した型



【小中連携・小中一貫カリキュラムの形態別比較】

	小中連携	小中一貫カリキュラム		
		施設分離型	施設併設型	施設一体型
施設配置	施設は分離している。	施設は分離している。	併設又は隣接している。	同一の施設を使用している。
目的	・児童・生徒、教員の交流、異校種教員による授業や合同の活動を通して小中学校間の円滑な接続を図る。	・義務教育の小中学校 9年間を一貫した教育課程に基づき教育を行う。(複数の小学校と中学校の場合もある)	・義務教育の小中学校 9年間を一貫した教育課程に基づき教育を行う。(小学校 1校、中学校 1校が基本)	・義務教育の小中学校 9年間を一貫した教育課程に基づき教育を行う。
教育課程	・6・3制のままで円滑な接続を図る。	・9年間にわたる一貫した教育課程を実施 (学校教育法における校種は、あくまで小学校 6年間、中学校 3年間である。したがって第 6 学年終了後、別の中学への進路選択も可)		
学校経営	・小学校と中学校がそれぞれ独立して学校経営を行う。		・一元的・一体的な学校経営(校長は 1 人で、兼務する場合が多い)	
教職員組織	・それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童・生徒の教育を行う。	・一貫した教育課程に基づく教育を行う。(それぞれの学校に籍を置くが、場合によっては兼務の場合もある)		・一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたる。 ・発令は小中学校別であるが、兼務を命ずる場合もある。
児童・生徒の学校生活	・中学校区域等で区分された域内での交流活動を計画的に実施	・学年や教科によって校舎を移動		・小学校第 1 学年相当から中学校第 3 学年相当までが、学校生活を共にする。
特色等	・小学校から中学校への円滑な接続が図れる。 ・地域の特色を生かす等の視点から連携を深めた教育活動ができる。 ・一般の小学校、中学校が、相互に連携を深めて教育活動を展開する。	・9 年間を見通した教育課程を編成・実施することにより、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導および生活指導の充実が図れる。 ・小学校から中学校へ進学する際の段差(学習内容や指導方法の違い)を緩やかなものにし、円滑な移行を図ることにより、安定した学校生活を送ることができる。 その結果、不登校や問題行動を減少したという報告もある。 ・学校ごとの独自性を維持しながら、同一の教育目標を設定したり、教育課程を一貫させたりすることができる。	・学校ごとの独自性を維持しながら、同一の教育目標を設定したり、教育課程を一貫させたりすることができる。 ・教員の兼務発令に基づき、相互の継続的な交流授業や児童生徒の交流学習が可能である。	・幅広い異年齢集団による活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育成することができる。 ・児童・生徒の発達の面から、9 年間をいくつかに区分することができる。 ・特色ある教育課程の編成がしやすい。 ・小中学校教職員の相互理解が図られやすい。
課題等	・円滑な接続に向けた情報交換や交流事業などに留まっており、子どもの発達段階に応じた対応等が難しい。	・複数の小学校と取り組むことになるため、小小連携を考えないと効果的な連携を進めることが難しい。 ・児童生徒、教職員が移動する場合には、時間がかかる。	・一貫教育校に近いとはいえ、それぞれ独立した学校であり、一貫性を高めるためには、組織運営面で継続的な取り組みが求められる。	・施設規模が大きくなることから、さまざまな条件整備が必要になる。 ・小学校と中学校の節目が曖昧になる。 ・中学校の通学区域に他の小学校があることが多く、その学校から中学へ入学する生徒への配慮が必要である。 ・小学校と中学校が別組織のため、相互理解を図ることが難しい。

III 学校・地域・家庭との連携

1. 地域との連携を生かした学校

<地域連携を基盤とした学校教育の推進>

- 学校支援のしくみを整備し、教職員と子どもたちがかかる時間を確保する。
- 学校支援ボランティアの活用
 - ・ コーディネーターの配置による地域の人材活用や連携の強化を図る。
- 学校で得た知識や学んだことが生かせるような地域との連携
 - ・ 社会規範など時代を超えて守るべき価値や実践力を身に付ける。

2. 地域コミュニティの核

- 地域に信頼される学校づくり
- 子育て支援施設（団体）との連携の強化
- パトロール、相談、生徒指導など、児童生徒の地域活動の支援
 - ・ 一斉地域清掃、地域挨拶運動など行動連携や地域行事等への参加による地域の伝統・文化の継承を通じた豊かな人間性や社会性の育成
- 地域の方が集える場の提供
 - ・ 地域開放施設の充実
 - ・ 複合型学校施設の設置

3. 子どもの健全育成の場

- 全小学校へのキッズ・プラザの導入など
 - ・ 全小学校に導入されるキッズ・プラザや幼児から中高生までを対象とするU18プラザなどの活用により家庭、地域、学校が連携し、子どもに多様な体験、交流及び仲間づくりや子どもの健全な育成を図る。
- 地区懇談会の活用
 - ・ 地域の子どもの健全育成に向けた協議の場として、中学校区ごとに設置された地区懇談会を活用する。

4. 学校・地域・家庭との連携の推進に向けて

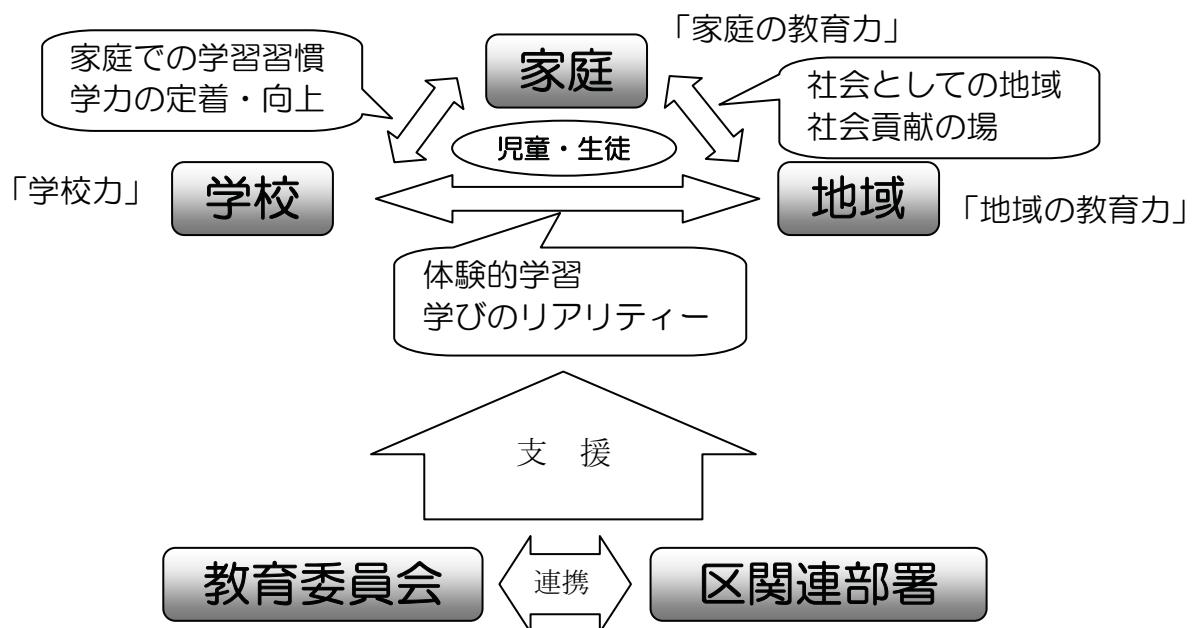
- 学校支援ボランティアや地域の人材活用
 - ・ 学校支援ボランティアや地域の人材を活用するため、学校と地域の知識や技術を持っている方とを結びつけるコーディネーターの配置
- 地域プラットフォーム等の体制づくり
 - ・ 地域と学校との連携・協働を推進し、また、教員の負担軽減をするため、地域プラットフォーム等の体制づくりの検討
- 地域における体験学習や交流事業等の実施
 - ・ 地域との連携を強化し、学校で得た知識や学んだことが生かせるような関係を構築するための取り組みの検討
- 各ブロックにおける地域行事等への参加
 - ・ 地域行事等への参加をより積極的に行うため、地域との情報交換の場の設置
- 子ども関連施設や保健・福祉・医療などとの連携を図っていくため、現在ある4ブロックを単位として、地域の子育てコミュニティの拠点となる地域子ども家庭支援センターを中心に、子どもたちの発達段階に応じた一人ひとりにきめ細かな指導等を行っていくとともに、学校間連携にも取り組む。

- 学校・地域の関係部署との連携
 - ・ 学校・地域との連携が円滑に図れるよう、関係部署との調整や連携の強化（児童館、キッズ・プラザ、次世代育成委員、民生児童委員）
- 家庭での教育力向上への支援
 - ・ 子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識、社会性を育むとともに、家庭学習の習慣化を図るため、家庭における基本的な事項となる「家庭学習の手引き」の作成

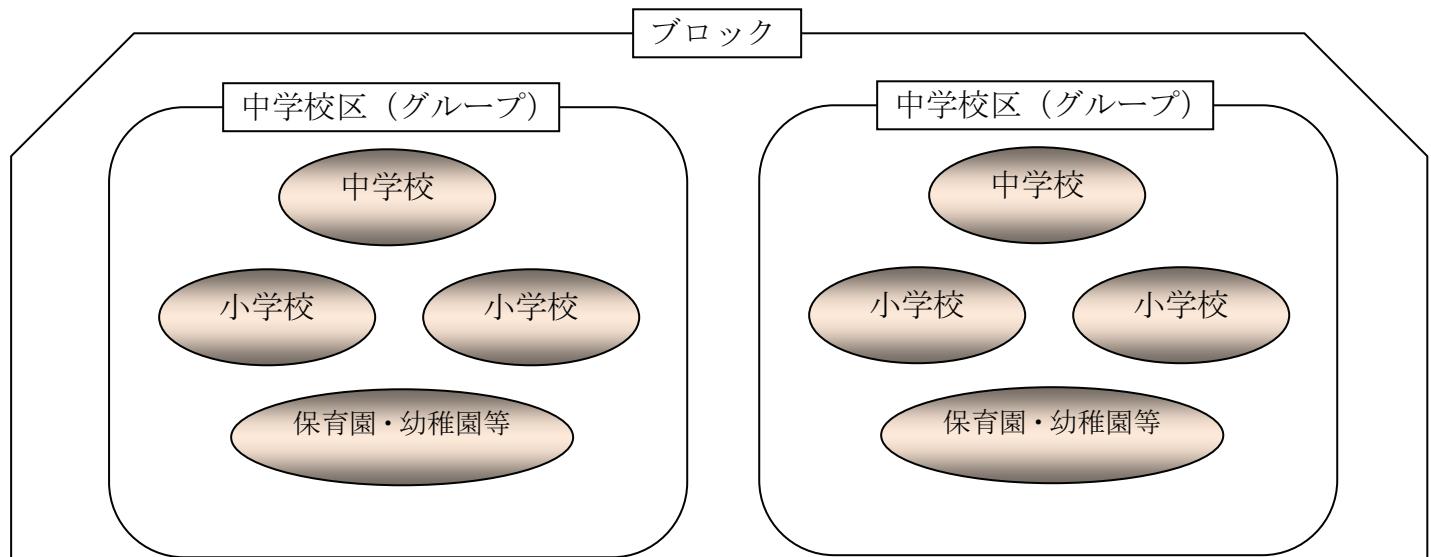
5. 学校・地域・家庭の連携による子どもたちへの教育

- 学校・家庭・地域が互いに連携し、それぞれの教育力を発揮することによって質の高い教育を推進していく。

【「学校・地域・家庭」三位一体による教育力向上】

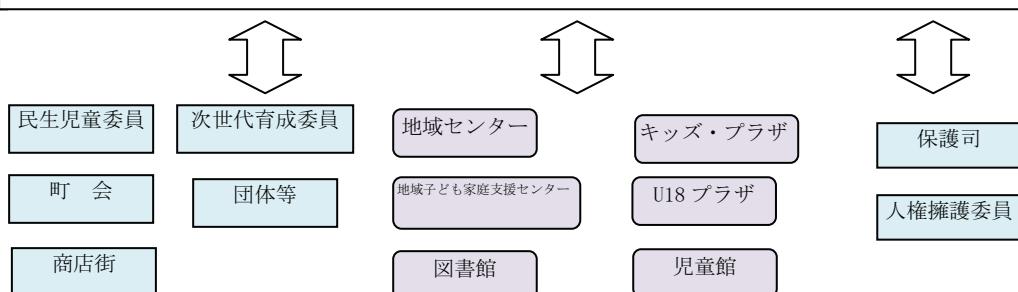


【学校と地域との連携イメージ】



学校支援のしくみ

- ① 学校間連携調整
(出前授業、交流事業)
- ② 学校地域連携
(学校支援ボランティア調整、子育て支援施設(団体)と学校との連携)
- ③ 地域に信頼される学校づくり
(学校評価／地域ごとの教員研修)
- ④ 地域活動支援
(パトロール、相談、生徒指導、児童・生徒の地域生活支援)



IV 特別支援教育の充実

1. 通常の学級における特別支援教育

○ 校内体制の拡充

- ・ コーディネーターの機能の確立
- ・ 個別指導計画の作成活用
- ・ 学校間連携強化による個に応じた教育支援
- ・ 保護者・関係者との連携
- ・ 特別支援学級等との交流・共同学習の推進

○ 巡回指導の充実

- ・ LD や ADHD 等の児童・生徒については、通級指導の対象とする場合もあるが、通常の学級における教員の適切な配慮や習熟度別学習の工夫等により対応することが可能な場合もある。その場合、担任だけによる指導では個別に対応することが困難な場合も多いため、各学校に特別支援教室を確保し巡回指導員等による個別指導を行っていく。
- ・ 巡回指導を行う者に、情緒障害等特別支援学級で指導方法を学ばせながら、モデル校で巡回指導を行い、巡回指導員になれるよう育成していく。

○ 保護者・地域への啓発、理解促進

- ・ 障害理解のための啓発活動の充実
- ・ 障害のある子どもが適切な教育を受けられる保護者への支援
- ・ 就学相談の充実
- ・ 保護者理解の促進と地域団体・関係者等への啓発
- ・ ボランティアの育成・支援
- ・ (仮称) すこやか福祉センターに配置される発達支援担当との連携（個別の教育支援計画の作成など）

2. 特別支援学級の増設

○ 固定学級

- ・ 知的障害の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の大幅な増加はないが、通学距離など地域バランスを考慮すると南部地域に小学校の特別支援学級が必要である。

○ 通級指導学級

- ・ 情緒障害等の特別支援学級に通級する児童・生徒は増加していることから、小中学校とも増設する予定である。

3. 一貫した支援

○ 就学・進学・就職等、成長ステージに合わせて一貫した支援を行う体制の構築

- ・ 子ども家庭部と連携を図りながら、発達の遅れや障害のある18歳までの子どもへの継続相談が行える仕組みを活用して教育期間での一貫した支援の充実及び教育期間終了後も支援が引継がれていけるような体制の整備
- ・ 乳幼児期から引き継いだ保護者支援の仕組みづくり

- ・サポートファイル（発達支援シート）の活用
特別な支援を要する幼児・児童・生徒に関する情報を継続的に蓄積し、接続する教育機関への確実な引き継ぎを実施することで、情報の共有化を図り、個別指導計画作成に役立てる。

ステージ 支援の柱	早期発見・支援	連携	社会参加	就労・生活支援		
年齢階層	乳幼児期	小学校 低学年	小学校 高学年	中学	高校年齢	成人
専門機関	障害福祉相談	重症心身障害者など福祉支援ケース マネージメント				
	療育センター 指導・巡回助言	発達障害者センター 相談・指導				
	教育委員会	教育センター相談 巡回相談				
	保健福祉セン ターなど	乳幼児健診 発見・医療紹介	中部精神保健福祉センター 診断・相談・デイケア			
発達支援担当		家庭訪問 未就園相談	訪園相談	学齢児相談・保護者支援 個別支援計画会議など開催		青年期相談 就労支援機関との連携
所属集団	保育園	連絡				
	幼稚園		連絡		連携	
	学童クラブ		連絡			
	学校		連絡	特別支援教育		